

代理出産 国内でも限定容認案

自民で浮上 法改正案に反映の可能性

代理出産が国内で容認される可能性が出てきた。2020年末に第三者の精子や卵子で生まれた子の親子関係を定める「生殖補助医療法」が成立した際、規制のあり方については「2年をめどに検討」とされていたが、自民党内で容認論が出ている。ただ、倫理面などで課題は多い。(足立菜摘、市野塊)

第三者にリスク・親子関係…課題様々

「厳格な要件の下で代理出産を認めるべきだ」という意見があった。29日の自民党の会合で、古川俊治座長は記者団にそう話した。

国内で臨床研究の準備が進む「子宮移植」が実用化されるまでの限定的な措置とする。対象となる人の要件は厚労省の審議会で議論してもらおう考えだが、先天的に子宮がない人などが想定されるとみられる。「2年をめどに検討」の期限は、今秋の臨時国会となる。改正法案を準備する超党派の議員連盟が3月に骨子案をまとめているが、そこに盛り込まれる可能性が出てきた。今後は自民党内や超党派の議連で議論を続けるという。

ただ、代理出産は出産のリスクを第三者に負わせることになる。民法では代理出産で生まれてくる子どもを想定していないため、法律上の親子関係が複雑になる。このため、これまでにも何度も議論されたが動かなかった経緯がある。

国内では、03年に厚生労働省の部会が、代理出産を禁止とする考え方をまとめた。日本産科婦人科学会も03年の見解で禁止した。一方、海外に渡って代理出産する例や、国内でも学会の見解に反して実施するクリニックもある。代理出

海外では商業的な利用も

産によって生まれてきた子どもは実際に存在する。最高裁は07年、米国で代理出産を依頼した夫妻に対し、自分の卵子を提供した場合でも、現在の民法では母子関係の成立が認められないとする判決を出した。血縁関係の有無にかかわらず、代理出産を認めた場合、どのような問題が起きるのか。

岡山大学大学院の中塚幹也教授(生殖医学)は「これまでの議論をふまえると、国内では商業的な代理出産はそぐわない」としたうえで、「カップルの母親が代理母となった場合、超高齢での出産になるリスクがある」と話す。

高年齢妊娠は、妊娠を続けられなくなるような合併症の可能性が高まる。姉妹が代理母になれば医学的なりすかは下がるが、引き渡しや相続をめぐるトラブルの可能性や、社会的な課題は

ず、法律上の母親は代理母となる。日本学術会議の検討委員会は08年、「生殖補助医療法のような新たな立法が必要で、当面は原則禁止とするのが望ましい」と報告

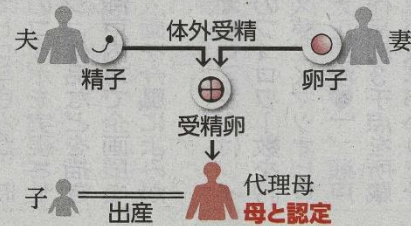
をまとめた。法的拘束力のない学会の見解ではなく、法制化して代理出産による親子関係を整理したうえで、規制を進めるべきだとの声は根強くある。米国では商業的な代理出産が認められている州もあり、移民や、白人以外の人たちが代理母になるケースが多いと報告されている。経済的な格差が背景にあるとみられる。

所得や社会的地位が低い女性に対し、あつせん業者が「人の役に立っている仕事で、感謝される」と強調して代理母を募ることで、日常で感謝される経験を得にくい人たちの気持ちを利用する「感情の搾取」が起き性のため、子どもを産むための手段として使うという。

明治学院大の柘植あづみ教授(医療人類学)は「営利目的の実施は禁止できて、どうしても子どもが欲しい人と、納得して引き受ける人がいれば家族間などでは禁止することはできないと思う」とするが、「女性のからだを、子どもを産むための手段として使う」と懸念されるという。

夫妻の代理出産の例

●夫妻が精子と卵子を提供する場合



●夫が精子を、代理母が卵子を提供する場合



他にも、第三者から卵子の提供を受ける組み合わせがある。最高裁はこれまで「産んだ女性が母」との判断を示しており、いずれの場合も代理母が母と認定されることになる

©Fujiko-Pro

DMAT (災害派遣医療チーム)

専門的な訓練を受けた医師、看護師らのチームで、災害からおおむね48時間以内にかけて、消防や警察などと連携して、医療活動をするよ。

4480